

## 令和8年度中学校体育連盟主催大会への参加に係る本連盟の考え方について

中学校体育連盟（以下、「中体連」と言う。）主催大会とは、各地区中学校体育大会、北海道中学校体育大会、全国中学校体育大会を指す。

また、「認定地域クラブ活動」とは、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）（以下、「改訂ガイドライン」と言う。）により国が示した認定要件及び認定手続きに基づき、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動として、市区町村等が認定した活動を指す。

なお、「地域クラブ活動」とは、地方公共団体が運営する地域クラブ活動及び多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、道場、民間など）が運営するスポーツ団体等を指す。

### 1 中学校体育連盟主催大会への参加に向けた本連盟の考え方（概要）

#### (0) 共通事項

- ①北海道中学校体育大会の開催基準を必ず確認し、遵守する。
- ②中体連主催大会に参加する場合は、(1)学校部活動を除き、当該地区中体連事務局に申請することとし、北海道中体連と連携の上、参加の可否を判断する。

#### (1) 学校部活動の参加について

- ①学校部活動として参加することができる。

#### (2) 拠点校部活動の参加について

- ①学校部活動として参加することができる。
- ②「全道・全国中学校体育大会に関わる拠点校部活動編成規程」等に則り参加する。

#### (3) 複数校合同チームの参加について

- ①学校部活動として参加することができる。
- ②「北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム及び複数校合同チームと拠点校部活動の編成規程」等に則り参加する。

#### (4) 複数校合同チームと拠点校部活動を合わせたチームの参加について

- ①学校部活動として参加することができる。
- ②「北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム及び複数校合同チームと拠点校部活動の編成規程」等に則り参加する。

#### (5) 「認定地域クラブ活動」の参加について（P2～12参照）

- ①「改訂ガイドライン」に基づいた認定制度を実施している当該市町村等において、希望により認定制度に登録し、当該市町村等に認定された場合、「認定地域クラブ活動」として参加することができる。

・参考例1のような申請書を、当該市町村の様式に従い、当該市町村等に提出

- ②各地区中体連事務局に次の3点を提出し、中体連主催大会参加の承認を得る。
  - ・当該市町村等に提出した申請書の写し（参考例1）、当該市町村等から受けた認定通知書の写し（参考例2）、必要事項を記入した様式6を各地区中体連事務局に提出

#### (6) 「地域クラブ活動」の参加について（P13～49参照）

- ①「改訂ガイドライン」に基づいた認定制度を実施していない当該市町村等において、各地区中体連事務局に中体連主催大会参加のための登録申請をし、承認を得た場合、「地域クラブ活動」として参加することができる。

・「令和8年度 地域クラブ活動における北海道中学校体育連盟登録 申請要項」 「5 提出書類」に則り、書類を提出

- ②「令和8年度北海道中学校体育大会地域クラブ活動の参加特例各競技の細則について」を必ず確認し、遵守する。